広報 とみさと

2/1
No.760
平成27年
2015.February

おもな内容

人件費などをお知らせします
市職員人事行政運営などの状況…… 2
早めの準備で正しい申告を
市・県民税の申告、所得税の確定申告 … 4
みんなの力でつくる　元気なとみさと
第３回とみさと市民活動フェスタ … 6
特別整理期間のため休館します　ほか
としょかんねっと…… 10
平成27年成人式　ほか
とみさとプラザ…… 12

発行●富里市　編集●富里市総務部秘書広報課　〒286-0292　千葉県富里市七栄652番地1　TEL●0476（93）1111（代）　FAX●0476（93）9954　発行日●2月1日（毎月2回発行）
●富里市ホームページアドレス　http://www.city.tomisato.lg.jp/　●電子メールアドレス　info@city.tomisato.lg.jp

4月1日から「富里市犯罪のないまちづくり推進条例」が施行

安心して暮らすことのできる犯罪のない地域社会の実現に

「富里市犯罪のないまちづくり推進条例」が平成27年4月1日から施行されます。

この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、市の責務や市民、区・自治会、事業者などの役割を明らかにするとともに、犯罪のないまちづくりの推進に関する事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことのできる犯罪のない地域社会の実現に寄与することを目的としています。

問 市民活動推進課市民安全班　☎（93）1114

条例制定の背景

市内では年間約500件を超える犯罪が発生しています。

そのうち、空き巣・自動車盗・自転車盗・車上狙いなどの身近な犯罪が全体の75％を占めており、防犯活動の推進により犯罪発生の抑止に努めることが重要です。

市では、警察と連携した防犯対策をはじめ、区・自治会やPTAなどによる地域の自主的な防犯活動や防犯指導員、防犯パトロール隊などの防犯関係団体による防犯活動も積極的に実施されていますが、それぞれの役割分担が明確ではないなどの課題があります。

条例の必要性

これまで自主的な防犯活動に支えられていた防犯体制について、犯罪のない安心して暮らすことができる地域社会を確保維持していくためには、市の責務や市民、区・自治会、事業者、防犯関係団体と関係行政機関が、それぞれの役割分担を明確にし、緊密な連携を図りながら協働により積極的に取り組む必要があります。

条例の内容

■**基本理念**
○自立の精神と相互扶助の精神に支えられた地域社会の形成
○役割分担の明確化と協働の推進
○基本的人権の侵害に配慮

■**市の責務**
○啓発活動、情報の提供、知識の普及
○区・自治会や防犯関係団体などの活動への支援
○その他犯罪のないまちづくりに必要な事項

■**市民の役割**
○自らの安全の確保、地域における犯罪のないまちづくりの推進
○市の実施する犯罪のないまちづくりへの協力

■**区・自治会などの役割**
○犯罪のないまちづくりの積極的な推進
○市の実施する犯罪のないまちづくりへの協力

■**事業者の役割**
○犯罪の防止、地域社会の一員として犯罪のないまちづくりの推進
○市の実施する犯罪のないまちづくりへの協力

■**公共施設などの整備**
■**土地と建物の適正な管理**
■**高齢者などへの配慮**
■**子どもの安全確保**
■**人材の育成**
■**被害者などに対する支援**
■**推進重点地区の指定**
■**富里市犯罪のないまちづくり推進協議会の設置**
■**功績に対する表彰**

条例制定の効果

市民一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、市や市民などが一体となって取り組み、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

犯罪のないまちづくり推進協議会の委員を募集します

「富里市犯罪のないまちづくり推進条例」の4月からの施行に伴い、「富里市犯罪のないまちづくり推進協議会」を設置します。この協議会は、市民をはじめ、様々な関係者に参画していただき、条例の実効性を高めるために設置します。

■**協議会の主な役割**
○犯罪のないまちづくりの基本的な施策に関すること
○犯罪のないまちづくりの推進に関すること　など

■**応募資格**
市内在住・在勤の18歳以上（平成9年4月1日以前に生まれた人）で、年3回程度の会議に出席できる人。
ただし、市の審議会などの公募委員を2つ以上兼ねている人、市の議員・職員は除きます。

■**募集人数**　2人以内
■**任期**　委嘱日から2年間
■**申込方法**　2月20日（金）までに、「審議会等公募委員申込書（※）」に必要事項を記入し、「犯罪のないまちづくりを推進するために思うこと」を題名とする作文（任意様式で400字以内）を添えて次の方法で提出
○市民活動推進課窓口に直接持参
○電子メール
○郵送（20日の消印有効）

※申込書は、市民活動推進課、日吉台出張所の窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
また、窓口以外で提出した人は、提出した旨を必ず電話で連絡してください。

■**選考方法**　書類選考
■**選考結果**　応募者全員に個別に通知
■**その他**　報酬は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に定める額となります。

問・申込先　市民活動推進課市民安全班
☎（93）1114
✉shiminkatsudou@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292（住所不要）

協働のまちづくり推進計画検討委員会の委員を募集します

市では、「協働のまちづくり推進計画」を策定し、協働のまちづくりを推進しており、平成27年度でこの計画の前期実行計画期間が終了になります。このため、後期実行計画を策定するため、検討委員会を設置し、具体的な施策などを市と共に検討する委員を募集します。

■**応募資格**　市内在住・在勤の18歳以上（平成9年4月1日以前に生まれた人）で、年8回程度の会議に出席できる人。
ただし、市の審議会などの公募委員を2つ以上兼ねている人、市の議員・職員は除きます。

■**募集人数**　5人以内
■**任期**　委嘱日から計画策定までの約1年間
■**申込方法**　2月20日（金）までに、「審議会等公募委員申込書（※）」に必要事項を記入し、「協働のまちづくりに必要なこと」を題名とする作文（任意様式で800字以内）を添えて次の方法で提出
○市民活動推進課窓口に直接持参
○電子メール　○郵送（20日の消印有効）
※申込書は、市民活動推進課、日吉台出張所の窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。窓口以外で提出した人は、提出した旨を必ず電話で連絡してください。

■**選考方法**　書類選考
■**選考結果**　3月中旬頃に応募者全員に個別に通知

問・申込先　市民活動推進課市民協働推進班
☎（93）1117　✉kyodo@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292（住所不要）